

# 若越郷土研究

40の3

## 信長時代の徳山氏と越前

佐藤 圭

はじめに

岐阜県揖斐郡徳山村は揖斐川の最上流部にあった村である。徳山ダム建設のため昭和六十二年（一九八七）に廃村になり同郡藤橋村に合併した。この徳山を名字の地とする徳山氏はその後江戸幕府の旗本として続き、十数点の室町期の原文書、戦国期から江戸初期のころの文書の写し、数種類の系図、多数の近世、近代文書などを伝えた<sup>1)</sup>。これまで室町期の美濃徳山におけるありさまや織豊期の徳山

佐藤 信長時代の徳山氏と越前

五兵衛則秀の加賀での事蹟、彼を始祖とする幕臣徳山氏の動向などが知られている<sup>2)</sup>。しかし織田信長の活躍したころの徳山氏と越前の関係については、これまで岐阜県側、福井県側の郷土史などではほとんどふれられておられず、研究の余地がある。

徳山氏の根拠地だった徳山谷は美濃国の西北部に位置し、越前国と接している。また近江国の北部にも比較的近い。こうした位置関係にあった美濃徳山氏は戦国期、特に信長時代の越前・美濃・江北の歴史的関係をよく体現している。小稿ではこの徳山氏を素材として時代を信長のころまでに限って述べたい。

### 一、信長以前における朝倉氏との関係

室町期の徳山氏については徳山貞長の永享年間の所領渡状が九通残っており、美濃の山間領主としての徳山氏と領民の生活をよくうかがうことができる<sup>3)</sup>。この貞長は土岐頼世の末子が徳山貞信のムコ養子として徳山家を継いだものという。貞長の子貞次は文明十八年（一四八六）四月五日卒し、この日置文をし

たためて子孫に教誡した<sup>4)</sup>。その署判に「源縫殿助貞次（花押）」とみえ、彼が徳山氏の本姓の坂上でなく源氏であること、最後の官途が縫殿助だったことなどが確認される。系図によれば徳山貞次は徳山谷の東隣の根尾谷の領主根尾右京亮清重の娘を妻として、文安五年（一四四八）に長男貞輔が生まれた。地縁の関係により在地領主間の連合が進んだ。

さて江戸時代に徳山氏の諸系図を集大成した『徳山氏系図』には二通の朝倉氏発給文書がみえ、この他にも現在福井県内に徳山氏に宛てられた朝倉孝景（四代）の書状の原本が残っている。こうしたことから美濃徳山氏と越前朝倉氏の名なみなならぬ関係がうかがえる。

大塩保内公文名事、可致知行之由<sup>5)</sup>候也、仍執達如件、

文明四年十一月十三日孝景（花押影）

徳山次郎左衛門尉殿

右の本文には写し誤りと思われるところもあるが、朝倉孝景（初代）の文書の写しとみてほぼさしつかえないだろう<sup>5)</sup>。この文書は孝景が徳山貞輔に越前国南仲条郡の大塩保内公

文名の知行宛行を伝えたもので朝倉氏としては大変貴重な史料である。系図によれば徳山貞輔は本郷（岐阜県揖斐郡池田町）の名族国枝氏を妻として子貞隆をもうけ、ついで齋藤右衛門尉利久の妹との間に貞孝をもうけ、大永元年（一五二一）に七十四歳で亡くなったという。

次に徳山氏に宛てられた朝倉孝景（四代）の書状の原本がある。<sup>6)</sup>

就伊自良<sup>江</sup>頼武御越之儀、御足弱衆雖呼越被申候、彼在所早々難相調候条、先被相拘可有御注進候、委細川合五郎兵衛尉可申候、恐々謹言、

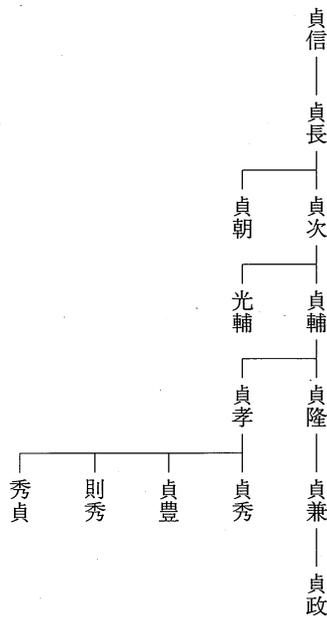
七月廿一日 朝倉 孝景（花押）

徳山次郎右衛門尉殿

御宿所

この書状はこれまであまり研究されていないが、当時の越前と美濃の関係を解明する鍵になる重要な史料である。やや立ち入って叙述する。永正十四年十二月美濃では守護土岐政房と宿老の齋藤利良が合戦して内乱状態へ突入した。この時は土岐政房方が負けたようであるが、翌永正十五年（一五一八）七月か

図1 徳山氏略系図



ら八月にかけて再び合戦が行なわれ今度は齋藤利良方が負けた。この合戦の伝聞を記した『宣胤卿記』同年八月十三日条には「濃州去十日敗北、以下二行割注）齋藤新四郎伴土岐子引越前堺、土岐父ハ残云々、齋藤彦四郎此間入国」と記されている。齋藤利良が土岐政房の子を擁して越前へ退却したこと、代りに齋藤彦四郎が美濃に入国したことなどが書かれている。ここにみえる土岐の子はその後一年ほど越前に逗留することになり、彼は「土岐次郎」と呼ばれている。<sup>8)</sup>彼の実名についてはこれまで近世の諸系図類などから政頼、盛頼、頼純などと様々にいわれてきたが、近年の横山住雄氏の考証によれば頼武であると

いう。<sup>9)</sup>この考証は注目すべきもので実に前掲文書は永正十五年の右の事件を示す生々しい史料として理解される。土岐頼武は伊自良へ移り、徳山氏を通じて朝倉孝景（四代）に老幼婦女子だけでも越前の仕度がすぐにはできないので、まずそこにひきとめておいて注進せよと徳山氏に返答し

ている。伊自良は現在の岐阜市街地の北十数キロメートルのところ<sup>10</sup>に位置し、峠越の山間交通路により根尾谷と徳山谷に連絡している。孝景の返事はややそつけないものであるが、その後の齋藤利良の敗北により、頼武とその婦女子一行は前述のルートにより越前に逃げて来たものと考えられる。

すでに横山氏が想定しているように、この土岐頼武の室が朝倉貞景の女子で当時すでに結婚していたとみられる<sup>10</sup>。なお齋藤利良のオバにあたる祥山□禎（朝倉貞景室）は同じ永正十五年の十月十四日に没しているので、彼らが越前へ逃げてきた時点では存命であった。すなわち当時齋藤利良も土岐頼武も共に朝倉氏と深い類縁関係にあった。前掲文書にみえる徳山次郎右衛門尉は恐らく徳山貞輔の長男の貞隆と思われるが、この土岐氏と朝倉氏との仲介をしているのである。

徳山氏に宛てられたもう一通の朝倉孝景（四代）の書状の写しが左の文書である<sup>11</sup>。

去十九日於赤坂及一戦、井口失利、方々城退散之旨注進披見候、猶至替儀者可示給候、委細河合三郎可申候、恐々謹言、

佐藤 信長時代の徳山氏と越前

九月廿五日 宗淳（花押影）<sup>但半切也</sup>  
徳山二郎右衛門尉殿

この文書は天文十三年（一五四四）九月の朝倉氏的美濃出兵の一コマを伝えるもので越前勢が美濃の赤坂で齋藤利政（道三）の軍勢を破つたことを徳山氏が孝景に報じた返書である。この出兵の意義については『岐阜市史』や横山住雄氏の著作によりかなり明確になった<sup>12</sup>。この前年の天文十二年守護所の大桑（現岐阜県山県郡高富町、前述の伊自良の東隣）で戦いがあり、土岐次郎は齋藤利政（道三）方に敗れて越前に逃れた。朝倉孝景は次郎の美濃入国を支援して今回の天文十三年九月の美濃攻勢に至つたものである。この時の次郎は前述の土岐頼武の子で朝倉孝景（四代）のオイにあたると思定される。

以上のように朝倉孝景はたびたび土岐頼武、次郎父子を越前にかくまい、彼らの美濃入国を支援した。その重要な局面のいくつかで徳山氏は土岐氏と朝倉氏の連絡役を果たした。こうした徳山氏の行動は彼らの生活の根拠地である徳山谷が越前・美濃両国の山間交通路のひとつに位置し、徳山氏が両国の人々の交

流に関与していたことによるものと推定される。

## 二、織田信長と越前の連絡

天文十七年（一五四八）それまで対立していた美濃の齋藤利政（道三）と尾張の織田信秀の和議が成立し、信秀の嫡子信長は道三の娘濃姫と結婚する。この年の三月越前では朝倉孝景（四代）が亡くなり、延景（天文二十一年に義景と改名）があとを継ぐ。織田信秀が亡くなった後も信長は天文二十二年四月に道三と尾張聖徳寺で会見するなど政略上とはいえ両者の関係は保たれていた。しかし道三は翌天文二十三年三月に隠居して家督を長男の利尚（義龍）に譲る。そして道三・義龍父子は対立を深め、ついに弘治二年（一五五二）四月道三は義龍に攻め殺され、以後美濃・尾張の関係は再び緊張化する。

このころまでの織田信長と朝倉義景の関係についてはほとんど知られる事実がない。しかし弘治元年九月に亡くなった朝倉教景（宗滴）の談話を側近の萩原宗俊が記した『朝倉

『宗滴話記』の末尾の一条には次のような文章がある。

此上は唯今相果候ても毛頭存残義なく、但今三年存命仕度候、如斯之儀、不至者、老につれ命をおしみ候事、おどけ者に候由沙汰すべく、全命を惜候事にてはなく候、織

田上総介行末を聞届度念望計の事、

ここにみえる織田上総介とは信長の当時の自称で宗滴は道三のムコになっている信長の動向を重視していたことが知られる。ただこの部分の記述についてその後の歴史過程を予知したものとみて後世の潤色ではないかとする見解が一部にあった。<sup>13</sup>しかしここで宗滴は「今三年存命仕度候」と述べているので、素直に読むかぎり遠い将来のことではなく当面する課題として信長のことをとらえていたようである。宗滴が度々の出兵の経験を通じて越前と近隣諸国との関係について深い洞察力をそなえた人物であることを思うと、越前・美濃・尾張三国の相互関係の鍵を握る人物として実際に宗滴が信長に注目していたとみてもおかしくないと思はれる。

このころの美濃と越前の関係を示す確実な

史料として次の文書がある。<sup>14</sup>

今度至越州相届之段神妙候、弥可抽忠節事簡要候、謹言、

七月十三日 (花押)

河合弥太郎殿

これは美濃守護土岐頼芸の書状である。前後の事情の詳細を知ることができないが、内容は河合弥太郎が頼芸の意を奉じて越前へ連絡をつけたことを褒めた感状である。宛所の河合弥太郎は頼芸に召し出された被官人で、<sup>15</sup>地理的にみて現揖斐郡春日村の川合を名字の地とする武士河合氏に比定される。土岐頼芸は斎藤利政(道三)と矛盾を深めて天文二十一年に追放されたとみられるのでこの文書もそのころのものであらうと思われる。

混乱を深めた美濃国で道三は尾張と結び、一方で実権を失いつつある土岐頼芸は越前の朝倉義景と結ぼうとしているという構図が浮かび上る。しかしそうした三国の関係も斎藤義龍の嗣立から道三の敗死に至って再び流動化する。こうした情勢が進行しつつあるなかで尾張の信長がどういった対応をとっていくのか、それを宗滴は見届けたかったのではな

かろうかと私は思う。

さて、永祿四年(一五六二)五月斎藤義龍が病死して弱年の龍興が嗣ぐと、すでに尾張の統一を果たした信長はただちに美濃を攻撃する。織田信長と越前の連絡がはじめて確認されるのは次の文書からである。<sup>16</sup>

A越州之儀御馳走本望候、此方之事、更以不可有別儀候、弥彼方可然様御調尤候、猶市橋申含候、右之趣懇御取成簡要候、恐々謹言、

七月二日 信長(花押)

国枝少兵衛尉殿

この書状は織田信長が国枝古泰に与えたもので、古泰が越前の朝倉義景と連絡した労を謝し今後共尽力するよう依頼したものである。信長の花押は永祿三年から七年の間の時期の形であり、奥野高広氏は永祿七年に比定している。宛所の国枝古泰は高木氏や市橋氏らと共に早くから信長に通じた西濃の武士の一人である。さらに右書状の宛所の古泰の兄の国枝重元に宛てられた斎藤龍興の書状が残っている。<sup>18</sup>

今度之様体、忠節不及是非候、此時候条、

弥馳走簡要候、尚委曲延永備中守可申候、  
恐々謹言

八月六日 龍興（花押）

国枝与三兵衛尉殿

この書状もただちに年代を確定することができないが、永祿七、八年ころまでのものであろう。<sup>19</sup>内容は斎藤龍興が国枝重元の忠節を褒めた感状である。この二通の書状から弟の古泰は信長方につき、兄の重元は龍興方についているという美濃の在地国人の複雑な状況をうかがうことができる。

さて前掲A文書の国枝古泰宛信長書状から信長はこのころ遠交近攻策により越前の朝倉義景に接近していたことがわかるが、その交渉に奔走したのが本郷の国枝氏であった。この本郷から揖斐川をさかのぼったところに位置した徳山氏もこれに関与していたのではないかと思われる。前述のように徳山氏は以前から国枝氏と姻戚関係にあり、朝倉氏とも強い関係を結んでいた。

信長と徳山氏の関係を示すのが次の文書である。<sup>20</sup>

B 北表之事、種々馳走由候、甚以辛勞候、弥

佐藤 信長時代の徳山氏と越前

可被入精候、猶明院・瀧川可申伝候、謹言、  
六月廿一日 信長（花押）

徳山次郎右衛門殿

この信長書状は徳山貞兼が北表、すなわち越前をはじめとする北陸方面のことについて種々奔走したことを辛勞であったと褒め、引き続き尽力すべきことを命じたものである。

徳山貞兼は信長の対北陸工作に当たり朝倉氏や越前の武士たちと接触した。本郷の国枝氏が越前と連絡したのも実質的には越美国境に位置した徳山氏を媒介としたものと推定される。

### 三、元亀の争乱における徳山氏

永祿十年（一五六七）九月織田信長は美濃を奪取し、斎藤龍興を追い出して岐阜に移った。ここに信長は尾張・美濃二国を領する大名へと発展した。この年の十一月足利義秋（義昭）は敦賀から一乗谷へ移り、朝倉義景に頼る。しかし結局義昭は翌永祿十一年七月越前から美濃に移り、織田信長に奉じられて上洛をとげる。その後越前朝倉氏と信長は対

立関係に入る。元亀元年（一五七〇）四月信長は京都から出陣して敦賀郡へ進攻する。以後四年にわたって朝倉氏と信長の対戦が続き、畿内近国において大規模な争乱がくり広げられる。江北の浅井氏が朝倉氏と連合したので戦場は専ら近江を中心にして展開し、朝倉氏は度々近江に出兵した。この元亀の争乱の過程において徳山氏は如何なる立場にあったのであろうか。前掲B文書は別にして数点の關係文書が知られる。

まず元亀元年六月の姉川の合戦の後に横山城（現長浜市石田町）に城番として入った信長の部将木下秀吉の書状が二点ある。

C 其元之儀、被入御精御調略可為千喜候、御身之上之事、何様ニ茂不可有疎意候、諸事御用之儀候ハ、不被貽御心可被仰候、  
恐々謹言、

木下藤吉郎

七月十七日 秀吉（花押影）

徳右衛門殿

御宿所

このC文書は写しであるが、文章はしっかりとしており、確実な文書の写しとみてほぼ

さしつかえないものと思ふ。次のD文書は原本である。<sup>22)</sup>

D 尚以、早々被仰越候、本望不少候、

隨而合戦之絵図為御披見進之候、

此表之儀ニ付而、早々預飛脚候、畏入存候、仍去六日鎌刃表浅井相働候、□即時我等懸合、及一戦切崩、数多討捕、從箕浦八幡迄之間、打拾不知其数候、八幡表ニて敵返申候処を待合、三度迄□追崩、首を取、

其外悉海へ追入、得太利候、可御心易候、将亦承候おりかミ相調進之候、尚御用等可承候、恐々謹言、

木下藤吉郎

五月十一日 秀吉(花押)

兵衛殿

徳山右衛門尉殿

御報

まず前者のC文書の内容は徳右衛門が策略をめぐらしたことに喜び、今後の秀吉との信頼関係を確認する旨のものである。次に後者のD文書は合戦の日付から元龜二年のものであることが確定しているが、某兵衛と徳山右衛門が秀吉のもとに飛脚を遣わして江

北の合戦の状況を尋ねたのに対して秀吉が合戦の絵図を添えて懇切に答えたものである。

このC文書の徳右衛門とD文書の徳山右衛門尉は恐らく同一人物で美濃徳山氏の一族であろう。そしてC、D両文書の文面や内容からみてC文書はD文書の前のものと考えられるから、私案として一応C文書を元龜元年に比定しておく。

最後にもう一点これまで未紹介の織田信長黒印状の写しがある。この写しも文字などに不審な点はなく、良質の文書の写しとみてさしつかえないと思ふ。

E北国之体度々被申越候、被入精次第懇切候、猶々無油断聞届、可有注進候、小谷城之様体定可相聞候、近々可為落居候、可心易候、委細市橋可申候、恐惶謹言、

七月廿五日信長御黒印

徳山二郎右衛門殿

この文書はB文書の宛所と同じ徳山貞兼に宛てた織田信長の黒印状の写しで、貞兼が北国の様子を度々信長のもとに報じたことを謝し、今後も情報を収集して知らせよう命じたものである。小谷城について近々落居たる

べしと述べているので元龜二年か三年のものであろう。強いて比定すればこの日付の時に信長・信忠父子が江北に出陣している元龜三年のものともみられる。

このように当時徳山氏に宛てられた信長・秀吉の文書が少なからずあることからみても徳山氏は信長から重視されていたことがわかる。これらB、E文書からうかがえる徳山氏の働らきには共通した側面がある。まず徳山氏は信長や秀吉に直接従軍して合戦に参加している訳ではなく、彼らと一歩離れたところに位置していて、しかも彼らと緊密に連絡をとりあっている。徳山氏が主としてあたつていたのは「北表」「北国」すなわち越前・加賀を中心とする北陸道諸国との連絡・交渉であり、中でも前代以来強い関係を保っていた隣国の越前に対する「馳走」「調略」である。元龜の争乱の過程で信長と秀吉は小谷城に對する軍事攻勢と共に越前から救援に來た朝倉氏とその臣に對する寝返り工作を進め、元龜三年八月には江北に在陣していた朝倉氏の有力家臣の前波吉繼や富田長繁が信長方に降っている。こうした状況をみると小谷城の東

北約三〇キロメートル程に位置して越前と接している徳山谷の徳山氏に求められた主たる任務が越前に対する情報工作や越前・美濃・江北の国境地域の山間交通路の支配にあったことは想像に難くない。

#### 四、越前の知行給付

天正元年（一五七三）八月朝倉義景が滅亡し、越前が織田政権のもとに組み込まれると徳山氏はそれまでの信長に対する功績を認められて越前に六百石の新知を得た。このことを示す貴重な史料がある。<sup>24)</sup>

目録 徳山次郎右衛門尉方へ御扶持分  
 一百八拾石 窪田将監分之内今庄上下  
 一百五拾石 高橋新助分之内末野保之内  
 一百石 青木隼人分之内大虫村大浦分  
 一百七拾石 青木式部跡職所々  
 以上六百石

天正元

九月十八日

瀧川左近一益（花押）

羽柴藤吉郎

佐藤 信長時代の徳山氏と越前

明智十兵衛尉光秀（花押）

瀧川一益・羽柴秀吉・明智光秀の三人は織田信長の部将で越前の戦後処理にあたった奉行である。この北庄三人衆の連署状の原本が知られるものは五通あり、天正元年八月二十八日から九月十九日までの日付で寺社領の当知行安堵や個人の本知・身上の安堵などの内容のものがある。<sup>25)</sup> 前掲文書のような知行目録

の形式のものには知られていないが、この文書は連署の形式が他と異なることや宛行の文言がないことなどを除けば、内容上有益な史料だと思われる。

この文書は美濃の武士徳山貞兼に扶持分として与えた越前の知行地六百石の内訳を記したものでそれらはすべて朝倉氏家臣の旧知行地の一部である。まず窪田将監は永禄十一年五月十七日の足利義昭の朝倉義景亭御成に中門の門役を勤めた窪田左近将監のことである。次に高橋新助は鳥居景近と共に朝倉義景の自尽の場まで従い、その介錯をしたと伝えられる義景の近臣である。青木隼人も義昭の御成に辻固を勤めており、青木式部と共に時の府中兩人のうちのひとり青木景康の一族ではな

いかと思われる。このように徳山貞兼は朝倉義景の近臣たちの知行地の跡を新知として与えられた。

さらに徳山氏が実際に越前に知行地を与えられたことを示す史料として左の文書がある。<sup>27)</sup>

尚以、本役米等迄違乱、さりとてハ不可然候、以上

織田御神領之内平等村之百姓作徳分青木三郎右衛門跡之事、徳山知行之由候て其方違乱之由候、於実儀者、不可然候、各如存知、織田寺之御事ハ、殿様之御氏神付而、別而被入御念、御朱印被遣候条、万事御分別尤候、但存分も候ハ、此方へ可承候、恐々謹言、

木下助左衛門尉

十二月廿三日

祐久（花押）

徳山下代まいる

この文書の差し出しの木下祐久は前述の北庄三人衆が越前を去った後に支配にあたった御内三人衆のうちの一人である。彼らの越前での活動は天正二年正月以前に限られるので右の文書もすでに指摘されているように天正

元年に比定される。織田の神領である平等村の百姓作徳分青木三郎右衛門跡職が徳山氏の知行地であるとしてその下代が違乱した由だが、もし事実であればそうあってはならない。

いい分があれば承ると木下祐久は徳山氏の下代に伝えている。これ以前に徳山貞兼は青木隼人と青木式部の跡職を宛行われており、右の文書にみえる青木三郎右衛門も恐らくその一族ではないかと思われるが、実際に何か紛わしいことが生じて違乱がなされたのではないかと想像される。またこの文書から徳山氏が下代を派遣して知行地を支配していたことが確認される。下代とは特定の給人に所属して年貢・公事徴収などの実務にあたった人物で近江の事例だと在地の地侍クラスから登用されるといふ<sup>(28)</sup>。この時点で真冬という気候的な条件もあつたかも知れないが、徳山貞兼は本領の美濃側に戻っていたのかも知れない。さらに次の文書が『徳山氏系図』に収められているが、これも信長文書として新史料であらう。

今般就遠州出馬、自然越州之一揆等自其口可有峰起望云々、若至有其沙汰<sup>(29)</sup>候者、

各申談可相防事簡要候、此節之儀、別而忠  
心可為祝着候、謹言、

六月九日 信長御朱印

徳山二郎右衛門殿

この文書と同日付のほぼ同じ文言の信長朱印状が徳山谷の東隣の根尾谷の領主根尾氏に宛てて出されており、右の徳山貞兼宛の信長朱印状の写しも史料的に有効なものと考えられる。これらの文書の年代は天正二年に比定され、信長が武田勝頼の攻撃にさらされた遠江高天神城の救援要請を徳川家康からうけた時のものである。信長は六月十四日に岐阜を発つが、その直前に根尾氏や徳山氏に越前一向一揆の美濃侵入を阻止することを命じて背後を固めさせたものである<sup>(30)</sup>。このように徳山氏は信長政権から越前に知行宛行をうけるのと同時に美濃徳山谷の本領も一族の間で安堵されたと思われ、越前・美濃両国が軍事的緊張関係に至った時にその山間交通路の制圧を命じられた。

さて『徳山家系図』によれば、徳山貞兼は

天正五年（一五七七）七月十日に亡くなり、その子の貞政がついた<sup>(31)</sup>。貞政は翌天正六年に

越前の知行地を佐々成政から打ち渡されている。  
為御堪忍分、於高木孫十郎分式百八拾俵、

三位分参百俵、其外同所式拾俵、都合六百俵進之候、全知行不可有相違之状如件、

天正六

四月廿七日 成政（花押影）

徳山次郎右衛門殿

右の文書は『徳山氏系図』に収められた写しで、本文の「俵」は「石」の誤りではないかと思われるが、その文言からみて徳山貞政が父貞兼の知行高を継承して佐々成政の与力となったことがうかがえる<sup>(32)</sup>。

以上のように当時徳山氏の総領的地位を継承したと思われる徳山貞兼は越前に六百石といたかなり大きな知行地を与えられ、子の貞政もこれをついだ。徳山谷の江戸初期の村高合計は七八四石余であるから越前の知行地もかなりの重みを持ったものと考えられる。

##### 五、柴田勝家と徳山則秀

天正三年（一五七五）八月織田信長は再び

越前に進攻し、一向一揆を鎮圧して越前国の八郡をその部將の柴田勝家に与えた。勝家の重臣として越前支配に重要な役割を果たした人物のひとりとして徳山五兵衛則秀がいる。則秀は前述の徳山貞兼のイトコにあたり、勝家滅亡後は前田利家に仕え、利家没後徳川家康に召された。そしてその子孫は江戸幕府の旗本の家柄として続いた。

徳山則秀が加賀御幸塚城主になる以前の越前時代の事蹟は系図類などでは全く伝えられていない。旗本の徳山家に伝えられた『徳山家伝系図』や『寛政重修諸家譜』には徳山則秀が柴田勝家のオイである佐久間盛政と親戚関係を結んだことがみえるが、徳山則秀がとりたてられたことについてはそうした関係よりもむしろ柴田勝家との姻戚関係によるものではないかと考えられる。すなわち前田利家の談話を記した『利家言談録』によれば、徳山則秀は柴田勝家のメイムコであるとされる。<sup>33</sup>この所伝は則秀をよく知る者のものであり真実性が高く、またこの方が勝家・則秀・盛政三者の世代からみて自然に思われる。私見はこれに従うものであるが、こうした近親

関係を想定すれば徳山氏一族の中の則秀の特性及び勝家と則秀の間の強い関係がより適切に理解されるであろう。

徳山則秀の越前関係の確実な文書は二点しかないが以下検討する。まず足羽三ヶ庄の有力商人だった石場の慶松家に関する文書がある。<sup>34</sup>

乍恐令啓上候、仍雖不寄思召儀御座候、先方之時節、当庄慶松へ去永禄八十二月晦日ニ義景以条数統目之一行被遣候、其時拙者相調申候、其案文ニ義景自筆ニ文言を被直候を今に慶松所持候而、今日私へ持参候付而、披見仕候、別儀なき御事候、当御代之時分、先方之衆披見候而、自然なにかと可被申哉之由申<sub>ニ</sub>付てハと乍斟酌申上候、恐惶謹言、

八月廿六日

横山藤兵衛入道

宗寅(花押)

徳山五兵衛尉殿

人々御中

この文書で「先方之時節」といわれているのは朝倉時代のこと、「当御代」とは織田政権の柴田支配下という意味である。したがってこの文書は天正四年以降の早い時期のもの

に比定される。「慶松家文書」のなかの『御判物記録』には右にいう永禄八年十二月晦日(三十日)付の朝倉義景条々定書および義景

の意を受けて出された奉行人奉書が写されており、慶松太郎三郎に宛てて諸役免除や蔵方要脚の納入、國中諸関渡の荷物通行の保証、当知行安堵と買得十分一税の免除、催促使の賄などについて細く規定されている。<sup>35</sup>このうちの義景定書の写しを慶松は横山宗寅のもと

に持参して安堵の仲介を求めたのであろう。宗寅はこの定書について特に問題となることはないが、朝倉時代に関係した他の人物がこれを見て文句をつけることもあろうかと徳山則秀に報告した。

慶松太郎三郎は天正六年八月十日橘屋三郎左衛門と二人で國中軽物座役の執り沙汰を行なうことを柴田勝家から安堵されている。<sup>36</sup>右の横山宗寅書状がこの安堵に直接かわるものかどうかが不明であるが、慶松は勝家の安堵を求めて義景自筆なる文書を提出したことは相違ない。徳山則秀はこのように柴田支配下の安堵の仲介や審査などの民政面に関与したものと考えられる。

次に柴田勝家の軍事面の奉行としては佐久間盛政・中村聞下齋・山中長俊らが文書にみえるが、この中村聞下齋は勝家と最期を共にした。そして聞下齋は徳山の増徳寺に墓があり、その子孫も徳山に残ったと伝えられる。増徳寺は徳山氏の菩提寺で則秀の父貞孝が中興開基とされ、則秀もここに葬られた。こうしたことから徳山則秀と聞下齋が近い関係にあったことを想像することもできよう。

次に徳山則秀に宛てられた文書ではないが、柴田勝家と則秀の関係を示す文書が残っている。<sup>39</sup>

当津へ相着舟不寄大小、今日も廿六日迄越後・越中・能登三ヶ国之入舟可相留候、則牛田所へも申遣之条可成其意候、徳山ニハ此方にて申聞候、謹言、

七月廿一日 勝家(花押)

森田三郎左衛門尉殿

右の文書を伝えた森田家は三国湊の問丸の有力者で三郎左衛門尉の父の代に加賀から三国に移ってきたと伝えられる。この文書は柴田勝家が三国湊の入舟の処置について湊の問丸に命じたものである。年代は越後の上杉

謙信が越中・能登・加賀に進攻した天正五年に比定される。命令の趣旨は戦術的な経済封鎖である荷留、船留であり、上杉方に軍事物資が渡ることを阻止するために出航を一時停止させたものである。<sup>40</sup> この文書にみえる牛田は出羽の下部愛季が織田信長に鷹を贈ったことに対する同年六月一日付の信長の返書に申し次ぎとして同名の人物がみえる。<sup>41</sup> 時期が近いのでたぶんこれと同一人物であろう。

次に徳山については勝家の臣の徳山則秀であることは疑いない。勝家はこの書状で三国湊の出航停止について牛田と徳山については自分から通告するとわざわざ断っている。こうした書きぶりからみて両人は三国湊の奉行人的な地位にあって森田等の問丸たちを支配していたのではないかと、いふ仮説を立てることも許されるのではなからうか。いずれにしても徳山則秀は三国湊の入舟に深く関係していた。

以上場所を越前に限定して柴田勝家と徳山則秀の関係について述べたが、則秀は越前の民政面や交通などに重要な役割を担っていたことがうかがえる。加賀藩側の史料によれば

徳山則秀は勝家の家老であるとされるが、<sup>42</sup> 則秀が勝家に重く用いられた主要な契機は勝家のメイムコという近親関係と前代からの徳山氏一族の越前に対する深い関係によるものであろう。<sup>43</sup>

#### おわりに

以上信長時代までに限って徳山氏と越前のかかわりについて叙述した。朝倉氏が滅亡して織田政権が北陸に進攻する過程で徳山氏は大きく成長する契機を与えられた訳であるが、反面では織田政権下の北陸部将に従属する存在になってしまい、それまでの越前・美濃・江北の連絡役の性格を失なった。徳山氏が朝倉氏と関係を持つのは初代朝倉孝景以来の長い歴史があり、戦国期の徳山氏の歴史の重要性は美濃と越前との間に位置して両者の政治的関係の一部を身を以って示しているところにある。現代からみると一見辺境に位置しているようにみえる山間地の領主たちが最先端の情報を得ていたことは当時の交通や隣国との関係のあり方をうかがわせて興味深い。

## 注

- (1) 『徳山文書』、『岐阜県史料編古代・中世』一  
九三八〜九四四ページ、一九六九年岐阜県刊。  
『徳山家伝系図』、『徳山村史』一四二〜一五三ペ  
ージ、一九七三年徳山村刊。横山住雄「徳山家文  
書の伝来と新出徳山家文書の紹介」、『濃飛の文化  
財』第二十九号、一九八九年岐阜県文化財保護協  
会刊。『徳山稔家文書』、『岐阜県所在史料目録第  
35集諸家文書目録』一九九四年岐阜県歴史資料館  
刊。その他『寛永諸家系図伝』、『寛政重修諸家  
譜』にも系図が収められている。
- (2) 『揖斐郡志』一九二四年揖斐郡教育会刊。前掲  
『徳山村史』。友田靖雄「幕末における徳山氏の  
動向——新収資料の紹介を兼ねて——」、『岐阜県  
歴史資料館報』第十五号、一九九二年刊など。
- (3) 前掲『岐阜県史』所収「徳山文書」一〜九号  
(4) 同右十二号
- (5) 『揖斐郡志』にもほぼ同様の本文が掲載されて  
いる。岐阜県歴史資料館蔵『徳山氏系図』につい  
ては拙稿「北国・大坂通路留を命じた信長朱印状  
——元亀の争乱の新史料——」注(23)参照。『岐  
阜史学』第八十七号、一九九四年岐阜史学会刊。  
なお『徳山氏系図』の本文書の花押影には錯誤が  
ある。
- (6) 「伊吹長兵衛家文書」二号『福井県史料編6  
中・近世四』六二ページ。一九八七年福井県刊。
- (7) 関係史料は『大日本史料』の永正十四年十二月  
是月項、同十五年八月十日項、十二月二十六日項、  
同十六年九月是月項に収められている。
- (8) 『御内書案』所収永正十五年十二月二十六日付  
足利義種御内書、なおこのころ土岐氏の家嫡は  
代々「次郎」と呼ばれた。
- (9) 横山住雄「美濃の土岐・斎藤氏」一七〇〜一八  
九ページ、一九九二年教育出版文化協会刊。
- (10) 横山氏前掲書一七二ページ
- (11) 『徳山氏系図』所収文書。『揖斐郡志』にも掲  
載される。なおこの文書の孝景(宗淳)の花押影  
はすこぶる異様に感じられるが、永平寺文書の天  
文十四年十月二十二日付注文の奥証判に一致し、  
孝景(宗淳)の花押であることが確認される。
- (12) 『岐阜市史通史編原始・古代・中世』六四八〜六  
四九ページ。一九八〇年岐阜市刊。横山住雄「織  
田信長の系譜——信秀の生涯を追って——」一三  
〜一八ページ。一九九三年教育出版文化協会刊。
- (13) 石井進「日本の歴史第十二卷中世武士団」三三  
五ページ。一九七四年小学館刊。
- (14) 『谷家文書』、『岐阜県歴史資料館』第八回史料  
展谷家文書展目録「史料三、一九八〇年。
- (15) 同右史料一、三月六日付土岐頼芸安堵状。
- (16) 『史料綜覧』巻十、三六五ページ天文二十二年  
是歳条。『岐阜市史通史編原始・古代・中世』六  
五〇ページ。
- (17) 「国枝文書」、奥野高広「増訂織田信長文書の  
研究」上巻八五ページ、一九八八年吉川弘文館刊。
- (18) 『宝林寺文書』、『奥濃越の遺宝白鳥町の文化財』八  
九ページ、一九八五年白鳥町刊。なお国枝氏につ  
いては丸山幸太郎「国枝の歴史」一九九四年国枝  
大和守為助公五百年記念祭発起人会刊参照。
- (19) 龍興は永禄八年十一月には「色義棟と名乗って  
いる。『武田神社文書』十一月七日付義棟書状、  
『大日本史料第十編之十七』一〇五ページ。
- (20) 『揖斐郡志』所収「徳山家記録」。『増訂織田信  
長文書の研究』上巻八四ページ。奥野氏はこの文  
書を永禄七年に比定している。なお『徳山氏系  
図』にも収められており、それにより書き出しの  
一字を校訂した。
- (21) 『徳山氏系図』所収文書、また前掲注(1)横山  
論文参照。
- (22) 「松下文書」、『大日本史料第十編之六』二二四  
ページ。
- (23) 『徳山氏系図』所収文書
- (24) 前掲注(1)横山論文参照。また『徳山氏系図』  
にも写しが収められている。
- (25) 大原陵路「織田信長の第一次越前支配(一)」若

佐藤 信長時代の徳山氏と越前

## 若越郷土研究 四十卷三号

- 越郷土研究』二七の六、一九八二年。
- (26) 天正元年八月二十八日付(織田) 寺家宛「辻川利雄家文書」『福井県史資料編6中・近世四』二〇三ページ。九月五日付橋屋三郎五郎宛「橋栄一郎家文書」『福井県史資料編3中・近世一』四三九ページ。九月六日付安居三河守宛「横尾勇之助氏所蔵文書」『大日本史料第十編之十八』一九ページ。九月九日付宝慶寺宛「宝慶寺文書」『福井県史資料編7中・近世五』四〇二ページ。九月十日付瀧谷寺宛「瀧谷寺文書」『福井県史資料編4中・近世二』三二五ページ。
- (27) 「劔神社文書」『福井県史資料編5中・近世三』七八九ページ。『増訂織田信長文書の研究』補遺索引三八ページ。
- (28) 深谷幸治「織豊政権期近江の在地支配と」『下代』、『日本歴史』五三〇号、一九九二年。
- (29) 「高尾宗豊氏文書」『増訂織田信長文書の研究』上巻七五三ページ。
- (30) 信長の根尾氏に対する越美国境守備命令については前掲注(5)拙稿参照。
- (31) 前掲注(1)横山論文所収。
- (32) 「佐野てる子家文書」天正四年七月二十三日付佐々成政打渡状『福井県史資料編3中・近世一』四二八、四三〇ページ参照。
- (33) 加賀市立図書館聖藩文庫所蔵
- (34) 「浄光寺文書」『福井県史資料編4中・近世二』四〇八ページ。
- (35) 「慶松家文書」『福井県史資料編3中・近世一』四二三ページ。
- (36) 同右四二四ページ。
- (37) 「読史堂古文書」(天正八年)閏三月二十六日連署状写『増訂織田信長文書の研究』補遺索引一七七ページ。
- (38) 「徳山村史」一三九、三九一―三九四ページ。
- (39) 「森田正治家文書」『福井県史資料編4中・近世二』三九八ページ。
- (40) 佐々木銀弥「戦国大名の荷留について」『紀要』通巻第一二四号史学科第三二号、一九八七年中央大学文学部刊。
- (41) 「秋田家系図」『増訂織田信長文書の研究』下巻二九五ページ。
- (42) 「備忘録」『加賀藩史料』第一編七〇一ページ。
- (43) なお「柴田勝家始末記」には勝家の臣として徳山則秀と並んで徳山吉右衛門という人物がみえる。系図類にはみえないが彼も則秀の一族であろう。(一九九四年八月二十一日稿、十二月二十三日補訂)
- 付記 「徳山氏系図」について岐阜県歴史資料館の伊藤克司氏の御教示に預った。